第７章　計画の推進にあたって

１．計画の進捗管理

（１）関連計画との整合性

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第６期介護保険事業計画の推進にあたっては、市の上位計画である明石市第５次長期総合計画や明石市地域福祉計画の基本理念や方向性を踏まえ、関連計画である新あかし健康プラン 21 などと調和を保ちつつ進めていきます。

（２）計画の進捗管理の体制

計画の推進にあたっては、進捗状況だけでなく、定期的に問題点や課題を把握・検証し、見直しを加えながら、適正かつ着実な推進を図ります。また、庁内関係各課との調整会議等を設け、各施策における事業評価を行い、関係各課が一体となって推進していくこととします。

また、地域包括支援センターや地域密着型サービスについては、下記の協議会等において、それぞれが所管する事項の進捗管理をしていくこととします。

①　地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会では、公正・中立性の確保の観点から、地域包括支援センターが行う包括的支援事業の運営状況などを評価し、事業の円滑かつ適切な運営を図ります。

②　地域密着型サービス運営委員会

地域密着型サービス運営委員会では、地域密着型サービスを行う事業者の指定やその運営状況に関する評価などについて協議を行い、サービスの適正な運営を確保します。

参考資料

１．計画策定の体制と経過

（１）計画策定体制

①　明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　健やかで安心して暮らせる健やかで安心して暮らせる高齢者社会に備えるため、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の８の規定による明石市老人福祉計画及び介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条の規定による明石市介護保険事業計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、高齢者の福祉政策の目標及び介護保険事業の円滑な実施のための方策等について学識経験者等の意見を聴くため、明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（事務）

第２条　委員会は、計画の策定に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員 20 名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）学識経験者

（２）保健・医療関係者

（３）福祉関係者

（４）介護保険施設関係者

（５）介護保険被保険者

（６）健康保険被保険者

（任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する事務が終了するまでとする。

（会長の職務等）

第５条　委員会に会長及び副会長１名を置き、委員の互選によって定める。

２　会長は、委員会を代表し会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

（専門部会等）
第７条　委員会は、計画の策定に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するものとする。委員会は、老人福祉計画及び介護保険事業計画策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、専門部門別に専門部会等を置くことができる。
２　専門部会等の部員は、委員会の委員及び関係団体、関係機関に属する者の中から会長が指名するものとする。
（意見の聴収）
第８条　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（庶務）
第９条　委員会の庶務は、福祉部高年介護室が行う。
（委任）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長がこれを定める。

附則（平成 14 年５月 13 日制定）
（施行期日）
１　この要綱は、制定の日から施行する。
（招集の特例）
２　市長の諮問に応じるため最初に開かれる委員会は、第６条の規定にかかわらず、市長が招集する。
附則（平成 17 年４月 14 日制定）
この要綱は、制定の日から施行する。
附則（平成 20 年５月１日制定）
この要綱は、制定の日から施行する。
附則（平成 21 年１月 16 日制定）
（施行期日）
１　この要綱は、平成 21 年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　改正後の明石市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱第３条の規定は、この要綱の施行の日以後任命された委員の定数について適用し、この要綱の施行の日の前日までに任命された委員の定数については、なお従前の例による。
３　この要綱の施行の際、現に在職する市議会議員のうちから選出する委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
附則（平成 24 年３月 27 日制定）
この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。
附則（平成 26 年２月 27 日制定）
この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。

②　明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会運営要領

（趣旨）

第１条　この要領は、明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成 14 年５月 13 日制定）第 10 条の規定に基づき、明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第２条　会議は公開とする。ただし、明石市情報公開条例（平成 14 年条例第５号。以下「条例」という。）第 11 条各号に掲げる情報について審議するとき、又は会議運営上必要やむを得ないときは、会長の判断又は出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

２　開催については、会議開催予定日の１週間前までに、開催日時、開催場所、議題の概要、傍聴定員、申込み方法及び申込み期限等の傍聴に必要な情報を市の広報紙等に掲載するものとする。

（会議録の作成）

第３条　会議の記録は、発言者氏名及び発言内容を記載した会議録を作成するものとする。ただし、必要やむを得ないと認めたときは、会長の判断又は出席委員の過半数の議決により、発言者氏名を省略することができる。

（会議録の公開）

第４条　会議録は公開とする。ただし、条例第 11 条各号の規定に該当する場合には、出席委員の過半数の議決により、会議録の全部又は一部を公開しないものとすることができる。

（傍聴の許可）

第５条　会議を傍聴しようとする者は、福祉部高年介護室に事前に申込まなければならない。ただし、定員は 10 名とし、申込み先着順とする。

（資料の配布）

第６条　傍聴に会議資料等を配付するものとする。

（傍聴できない者）

第７条　次のいずれかに該当する者は、事前の傍聴の許可に関わりなく、会議を傍聴することができない。

（１）酒気を帯びている者

（２）会議の自由な発言の妨害になると認められる者

（３）前各号に掲げる者のほか、会長が傍聴を不適当と認めた者

（傍聴人の行為の制限）

第８条　傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）みだりに傍聴席を離れること。

（２）議事進行を乱すような私語、談話、拍手等をすること。

（３）写真機、録音機等の記録装置を用いて会議を記録すること。ただし、許可を得た場合を除く。

（４）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害になるような挙動をすること。

（傍聴人の退場等）

第９条　会長は、傍聴人が前条各号に掲げる行為をしたとき、第２条により非公開と決定されたとき、その他会議運営上必要と認めたときは、退場を命じることができる。

２　傍聴人は、会長が退場と命じたとき、速やかに退場しなければならない。

附則（平成 14 年６月 24 日制定）

この要綱は、制定の日から施行し、平成 14 年６月 24 日から適用する。

附則（平成 17 年４月 26 日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附則（平成 20 年５月 14 日制定）

この要綱は、制定の日から施行する。

附則（平成 24 年３月 27 日制定）

この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

③　明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会名簿

選出区分	氏名	役職
学識経験者	阪田　憲二郎	神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授
学識経験者	水上　然	神戸学院大学総合リハビリテーション学部講師
保健・医療関係者	伊賀　文計	明石市医師会会長
保健・医療関係者	山田　隆造	明石市歯科医師会会長
保健・医療関係者	松村　高明	明石市薬剤師会会長
保健・医療関係者	増田　宗義	兵庫県東播磨県民局明石健康福祉事務所所長
福祉関係者	谷内　豊	明石市高年クラブ連合会顧問
福祉関係者	山下　孝光	明石市社会福祉協議会副理事長
福祉関係者	山田　信彦	明石市民生委員児童委員協議会会長
福祉関係者	山本　洋子	明石市ボランティア連絡会会長
介護保険施設関係者	下林　五技	明石市保健福祉施設協会理事
介護保険施設関係者	永坂　美晴	兵庫県介護支援専門員協会明石支部会長
介護保険施設関係者	山端　凱文	明石市介護サービス事業者連絡会会長
介護保険被保険者	片山　たづ子	市民公募
介護保険被保険者	衣笠　泰博	市民公募
介護保険被保険者	花田　喜美代	市民公募
介護保険被保険者	水嶋　ひろみ	市民公募
介護保険被保険者	多田　矩子	認知症家族会（あった会）代表
健康保険被保険者	竹内　芳恵	明石市国民健康保険運営協議会委員代表

（敬称略　順不同）

（２）計画策定の経過

日　時		策定経過
平成26年	３月10日～ ３月31日	日常生活に関するアンケート調査（日常生活圏域ニーズ調査） （明石市内にお住まいの65歳以上（要介護１以上を除く）の高齢者7,574人） 有効回答件数5,559件　有効回答率73.4%
	５月27日	第１回　明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 ・委嘱状交付、各委員の紹介、会長・副会長の選任、諮問 ・高齢者施策及び介護保険事業の状況について ・次期計画の論点（介護保険制度の改正概要等）について ・日常生活に関するアンケート調査の実施について ・専門部会等の設置について
	８月20日	第２回　明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 ・国の基本方針（案）について ・日常生活に関するアンケート調査結果の報告について ・日常生活圏域の設定について
	10月８日	第３回　明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 ・施策の体系（案）について ・介護保険施設等の整備（案）について ・介護保険料の設定について
	12月10日	第４回　明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 ・計画素案について ・施策推進に向けた課題と方向性について ・介護保険事業の今後の見込みについて
平成27年	１月５日～ ２月３日	明石市高齢者いきいき福祉計画及び第６期介護保険事業計画（素案）に関する市民意見募集
	２月18日	第５回　明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会 ・計画素案に関するパブリックコメント等の報告について ・計画（案）について

２．用語説明

区分	用語	解説
あ行	明石市要援護者地域包括ケアシステム（要援護者システム）	明石市における保健・医療・福祉分野連携の仕組みのこと。各分野の専門職により、要援護者やその家族をはじめとする多様なケア課題や地域課題の検討などを行っている。旧名称は明石市要援護者保健医療福祉システムという。
	一次予防事業	第１号被保険者のすべての人等を対象に、介護予防に関する活動の普及・啓発や地域住民の主体的な活動の育成・支援を行うなどの取組みのこと。
	医療介護総合確保推進法	平成 26 年(2014 年) ６月に施行。正式名称は「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」という。高齢化が進行する中で、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな財政支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療・介護の総合的な確保を推進することを目的とする。
	ＮＰＯ	ボランティア活動などを行う民間の営利を目的としない団体のこと。財団法人や社会福祉法人、生活協同組合なども含まれる。
	オレンジプラン	平成 24 年(2012 年) ９月に国が公表。正式名称は「認知症施策推進５か年計画」という。医療・介護サービス、見守りなどの日常生活の支援が地域で包括的に提供することができる体制の構築を目指し、認知症施策に関する５年間の取組みの方向性を記載した計画のこと。
か行	介護認定審査会	保健・医療・福祉の学識経験者で構成され、認定調査と主治医意見書により、要支援・要介護認定に係る審査判定を行う市町村などの附属機関のこと。
	介護報酬	介護保険制度において、介護サービス事業者が、利用者に介護サービスを提供した場合に、対価として支払われる報酬のこと。
	介護保険施設	介護保険法による施設サービスを提供する施設の総称。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設があり、施設サービス計画に基づき必要な介護を行う。
	介護保険審査会	被保険者代表、市町村、公益を代表する委員で構成され、保険給付などに関すること（要支援・要介護認定に関することを含む。）に不服がある者の審査請求に対して審査判定を行う都道府県の附属機関のこと。

区分	用語	解説
か行	介護保険料基準額	介護保険料を算定する基礎となる金額のことで、第６期計画期間においては、保険料段階が第５段階の介護保険料にあたる。この金額に各保険料段階の賦課割合をかけることで、それぞれの介護保険料を決定している。
	介護予防	介護が必要とならないように、また介護が必要になっても、それ以上悪化しないようにすること。
	介護予防サービス	介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーションなど、要支援認定者を対象とした在宅生活を支えるサービスの総称。
	介護予防支援	地域包括支援センターの職員などが、介護予防ケアプランを作成するなど、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援するサービスのこと。
	介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	地域の実情に応じて、訪問サービス・通所サービスをはじめ、住民等の主体からなる多様なサービスを充実することにより、事業対象者に、効果的かつ効率的な総合支援を行うこと。
	介護予防プログラム	生活機能の低下のみられる高齢者に、筋力向上トレーニングなどの運動器の機能向上、食事の支援などの栄養改善、口腔清掃や咀嚼（そしゃく）訓練などの口腔機能向上などを行うプログラムのこと。
	介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な人が対象の施設。介護体制の整った医療施設で、療養上の管理、看護、機能訓練などを提供する施設のこと。
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	常に介護が必要で、自宅では介護ができない人が対象の施設。食事、入浴、排泄など日常生活上の介護や健康管理を提供する施設のこと。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいた支援が必要な人が対象の施設。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションを提供する施設のこと。
	課税年金収入	老齢・退職年金など市・県民税課税対象の年金収入のこと。障害年金や遺族年金は課税対象外のため、含まれない。
	基幹相談支援センター	障害のある人やその家族からの総合的な相談、地域の相談支援事業者間の調整や支援などを行う行政機関のこと。
	協議体	市町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターなどが参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワークのこと。
	居宅介護支援	ケアマネジャー（介護支援専門員）がケアプランを作成するなど、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援するサービスのこと。
	居宅サービス	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護など、在宅生活を支える介護サービスの総称。

区分	用語	解説
か行	（介護予防）居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが家庭に訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をすること。
	ケアプラン	利用者の心身の状況、その置かれている環境、本人やその家族の希望などを勘案し、利用する介護保険サービスの種類や内容、担当者などを定めた計画のこと。
	ケアマネジメント	利用者の心身の状況、その置かれている環境、本人やその家族の希望などに応じた適切なサービスが提供されるよう、調整すること。
	ケアマネジャー（介護支援専門員）	利用者が適切なサービスを受けることができるよう、利用者からの相談や利用者の状態像を考慮して、居宅サービス計画等（ケアプラン）を作成し、介護サービス事業者との連絡・調整などを行う者のこと。
	健康寿命	心身共に健康で過ごせる人生の長さのこと。平均寿命から病気やけがなどの期間を差し引いて算出する。
	高額介護サービス費	１か月の利用者負担額が上限額を超えた場合に、その超えた分が高額介護サービス費として支給される。所得の低い人には、その上限額が低く設定されている。
	高額医療合算介護サービス費	同じ医療保険に加入している世帯を対象に、医療と介護の両方を合わせた自己負担額の合計額が、決められた限度額を 500 円以上超えた場合、申請をするとその超えた分が高額医療合算介護サービス費として支給される。
	合計所得金額	収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なる）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のこと。なお、合計所得金額は分離課税の長（短）期譲渡所得の特別控除前、総合所得及び株式に係る譲渡所得等の繰越控除前の金額が対象となる。
	国民健康保険団体連合会（国保連合会）	国民健康保険法に基づいて国民保険事業の目的を達成するために設立された公法人のこと。国民健康保険の診療報酬明細書の審査と診療報酬の支払いが主な業務。介護報酬の支払いや審査機能のほか、サービスに関する苦情処理やサービスの質の向上に関する調査、指定サービス事業者や施設に対する指導・助言などを行う。
さ行	在宅介護支援センター	高齢者の身近な相談窓口で保健、福祉サービスの相談・代行を行う機関のこと。明石市では概ね中学校区ごとに設置している。
	社会福祉協議会	地域福祉の推進を図ることを目的として、市民や各種団体の協力を得ながら、住民、障害者、高齢者などの立場に立って、地域の福祉、在宅福祉サービスの向上を目指す社会福祉法人格を持った民間団体のこと。社会福祉法に基づき全国、都道府県、市町村などに設置されている。

区分	用語	解説
さ行	（介護予防）住宅改修	利用者の状況に応じた手すりの設置や段差解消などの工事に対して、その費用を給付すること。
	主治医意見書	かかりつけの医師が身体上または精神上の障害の原因である疾病、負傷の状況などについて意見を述べたもののこと。
	小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスのひとつで、「通い」、「訪問」、「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活が継続できるよう支援すること。小規模の施設で一体的に各種サービスの提供を行うため、連続性のある介護を受けることができる利点がある。
	シルバー人材センター	高齢者に臨時的かつ短期的またはその他の軽易な業務を一般家庭、事業所、官公庁などから受注し、その仕事を会員の能力や希望に応じて組織的に提供する団体のこと。
	新あかし健康プラン21	市民一人ひとりが健康づくりに主体的に取り組むという意識を持ち、家庭や地域から健康づくりに取り組む「健康で元気なまちあかし」が実現するよう、健康づくりを総合的に推進するための計画のこと。
	生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を担う者のこと。
	生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などによる生活習慣によって引き起こされる病気のこと。糖尿病、脳卒中、心臓病、高血圧、脂質異常症、悪性新生物（がん）などが代表的である。
	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人の代理として契約を行い、本人に不利益な契約を取り消すなどができる制度のこと。
	総合事業	介護予防・日常生活支援総合事業の略称。
た行	第１号被保険者	65 歳以上の介護保険制度の被保険者のこと。介護保険料は市町村ごとに設定され、個別に市町村に納める。
	第２号被保険者	40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者のこと。介護保険料は加入している医療保険の算定方法に基づいて設定され、医療保険料として納める。
	団塊の世代	昭和22年(1947年)から昭和24年(1949年)までに生まれた人の総称。
	（介護予防）短期入所生活介護	介護、生活機能の維持向上のために、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などに短期間入所すること。
	（介護予防）短期入所療養介護	医療や介護、生活機能の維持向上のために、介護老人保健施設などに短期間入所すること。

区分	用語	解説
た行	地域支援事業	要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業のこと。介護予防事業、包括的支援事業、任意事業からなり、明石市では、平成29年(2017年)度から介護予防事業が介護予防・日常生活支援総合事業に移行する予定。
	地域包括ケア	地域住民に対し、保健（健康づくり）や医療、福祉サービス等の関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組みのこと。
	地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、地域において医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの各種サービスが包括的に切れ目なく提供される体制のこと。
	地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の心身の健康の保持や生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上、福祉の増進を包括的に支援する機関のこと。
	地域密着型介護老人福祉施設	入所定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のこと。市町村が指定する地域密着型サービスに位置づけられる。
	地域密着型（介護予防）サービス	住み慣れた地域で継続して利用することを目的としたサービスの総称。市町村が事業者の指定を行い、市町村の被保険者が優先的に利用できる。
	地域密着型通所介護	小規模な通所介護事業所（利用定員18人以下）が提供する通所介護が、平成28年(2016年)度から地域密着型サービスに移行することにより創設されるサービスのこと。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	入所定員が29人以下の特定施設入居者生活介護のこと。市町村が指定する地域密着型サービスに位置づけられる施設。
	長期総合計画	地方自治体が策定する行政計画の基本となる計画のこと。まちづくりの長期的な展望や、総合的かつ計画的な行政運営の指針が示されている。
	超高齢社会	総人口に占める高齢者（65歳以上）の割合が21%を超える社会のこと。７%を超える社会は「高齢化社会」、14%を超える社会は「高齢社会」という。
	（介護予防）通所介護	デイサービスセンターなどで、食事、入浴、生活機能の維持向上のための体操、筋力トレーニングなどを日帰りで受けること。
	（介護予防）通所リハビリテーション	介護老人保健施設などで、生活機能の維持向上を目的とし、機能訓練などを日帰りで受けること。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うこと。

区分	用語	解説
た行	特定施設入居者生活介護（介護専用型）	有料老人ホームなどに入居し、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けること。要支援・要介護認定者のみが利用できる。
	特定施設入居者生活介護（混合型）	有料老人ホームなどに入居し、食事、入浴などの介護や機能訓練を受けること。要支援・要介護認定者以外でも利用できる。
	特定入所者介護（予防）サービス費	介護保険施設等における居住費（滞在費）と食費について、所得の低い人を対象に、申請をすると、基準費用額から負担限度額を差し引いた額が特定入所者介護（予防）サービス費として支給される。所得の低い人には、負担限度額が低く設定されている。
	特定（介護予防）福祉用具販売	腰掛便座（ポータブルトイレ）、入浴補助用具などの福祉用具の購入に対して、その費用を給付すること。
な行	二次予防事業	要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を対象として実施される事業のこと。二次予防事業の対象者把握事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業などがある。
	日常生活圏域	市域を地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件などを勘案して身近な生活圏で区分けしたもの。明石市では、介護保険サービスにおける日常生活圏域を中学校区として設定している。
	認知症	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断能力などが徐々に低下し、日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。認知症は病気であり、単なるもの忘れとは区別される。
	認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したもののこと。
	認知症高齢者の日常生活自立度	認知機能・状態を日常生活の自立の程度で評価した指標（自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M）のこと。例えば、家庭外で日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる状態はⅡaとされている。
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族への見守りや自分なりにできることを実践する人のこと。「認知症サポーター養成講座」を受講するとサポーターの証であるオレンジリングが授与される。
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の高齢者が共同で生活できる場で食事、入浴などの介護、機能訓練を受けること。
	（介護予防）認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が日帰りで食事、入浴などの介護、機能訓練を受けること。
	認定調査	身体機能や認知機能などに関する能力、介助の方法、障害や現象（行動）の有無などの決められた調査項目に基づき、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて客観的な観察・聞き取りを行うこと。

区分	用語	解説
は行	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消など物理的障壁の除去のこと。また、より広く、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をしようという考え方のこと。
	複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供するサービスのこと。1 つの事業所から複数のサービスが提供されるため、サービス間の調整が行いやすく柔軟なサービス提供が可能になることや、看護と介護サービスの一体的な提供により、医療ニーズの高い要介護者への支援を充実することが可能となる。
	（介護予防）福祉用具貸与	日常生活の自立を実現するために、車いす、ベッド、歩行器などの福祉用具の貸与を受けること。
	包括的支援事業	高齢者が、自宅や住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、保健、医療、福祉に関する相談、支援を包括的、継続的に行う事業のこと。
	（介護予防）訪問介護	ホームヘルパー（訪問介護員）が家庭を訪問し、家事など利用者の日常生活上の支援を行うこと。
	（介護予防）訪問看護	専門の看護師等が家庭を訪問し、病状や療養生活を看護の専門家の目で見守り、適切な判断に基づいたケアとアドバイスで、在宅での療養生活が送れるように支援すること。
	（介護予防）訪問入浴介護	浴槽を積んだ移動入浴車などで家庭を訪問し、入浴支援を行うこと。
	（介護予防）訪問リハビリテーション	リハビリテーションの専門家が家庭を訪問し、体操やリハビリテーションなどの指導をすること。
	保険料収納必要額	介護保険サービスに必要な費用のうち、第 1 号被保険者の介護保険料として収納する必要のある額のこと。
	補正第 1 号被保険者	保険料段階ごとにばらつきのある賦課割合を基準段階（第 5 段階）の被保険者数に置き換えた人数のこと。各保険料段階の被保険者数にそれぞれの賦課割合をかけて、足し合わせて算出される。
	ボランティア	一般に自発的な意志に基づいて、人や社会に貢献すること。自発性（自由な意志で行うこと）、無償性（利益を求めないこと）、社会性（公正に相手を尊重できること）といった原則がある。
や行	夜間対応型訪問介護	ホームヘルパー（訪問介護員）による夜間の定期巡回や緊急時も含めた対応ができるよう随時訪問を行うこと。
	要介護状態	入浴、排泄、食事などの日常生活における基本的な動作について、常時介護が必要と見込まれる状態のこと。

区分	用語	解説
や行	要介護度	介護が必要な度合に応じて定めた要支援・要介護伏態の区分のこと。要支援１・２、要介護１～５の計７段階がある。
	要支援・要介護認定	介護認定審査会により審査・判定された要介護度を市町村が認定すること。
ら行	リハビリテーション	障害者や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象に、身体的・心理的・職業的・社会的に、最大限にその能力を回復させるために行う訓練・療法や援助のこと。
	老齢福祉年金	国民年金制度が発足した当時すでに高齢になっていたため、老齢年金の受給資格期間を満たすことができなかった人に支給される年金のこと。対象者は明治 44 年(1911 年) ４月１日以前に生まれた人、または大正５年(1916 年) ４月１日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人。

明石市高齢者いきいき福祉計画及び第６期介護保険事業計画

平成 27 年(2015 年) ３月

編集・発行／明石市　高年介護室
高年福祉担当　電話　(078)918-5166
介護保険担当　電話　(078)918-5091

〒673-8686　兵庫県明石市中崎１丁目５番１号